小坪小学校いじめ防止基本方針

平成26年 ３月24日 策定

平成30年 ４月 一部改訂

逗子市立小坪小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」をもとに「小坪小学校いじめ防止基本方針」を定める。

１　いじめ問題に対する基本的な考え方

1. いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければならない。これまでも学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため基本的な理念や体制を整備するため、平成25年６月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

（２） いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

（３） いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

（４）いじめに対する基本的な視点

　　○ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。

　　○ いじめを単なるトラブルと受け止めず、人間関係を大きく崩したり、人間形成を大きく阻害したりするもので、時に生命の危機にも関わる重大な問題であると受け止める。

○ いじめ問題に対しては被害者の立場に立ち、「いじめられる側にも問題がある」という見方はしない。いじめであるか否かは、被害者の受け止め方で判断する必要がある。

○ いじめは学校の在り方が問われる問題である。

○ いじめは家庭教育の在り方にもかかわる問題である。

（５） いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。「悪ふざけ」という名目で、加害側に他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも必要である。

２　小坪小学校におけるいじめの防止等の指導について

（１） いじめの防止

* 人権教育を推進し、日頃よりいじめをしない・許さない学級づくり・集団づくりに努める。

　・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許され

るものではないことを児童に理解させる。

* 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重

の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

* 児童の思いやりを育む道徳教育の充実を図る。
* 「特別の教科 道徳」の授業を充実させることにより、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
* 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
* 児童の実態に合わせ、内容を十分に検討した題材等を取扱った授業を実施する。
* 人権意識を高め、よりよい人間関係づくりを図るためのプログラムとして、「アサーショントレーニング」を全校で実施し、いじめが起きない学級づくりを目指す。
* 児童に対して、日頃より「いじめは絶対に許さないという学級・学校づくり」を呼びかけるとともに、いじめに関する学校としての姿勢を、保護者・地域へもしっかりと周知する。
* 保護者との連携を図る。
* 小坪小学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
* 開かれた学校づくりを推進し、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開やＰＴＡ活動等の充実を図る。また、授業参観や保護者研修会の開催、ホームページ・学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行い、さらに、ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見等を伺う場を設ける。
* インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
* 日々の授業だけでなくあらゆる教育活動を通して、児童の自己有用感や自己肯定感を醸成することに努める。

（２）いじめの早期発見

* 日々の児童のようすの観察に心がけ、いじめに繋がる行為を見逃さず、教職員間での情報共有を常に行っていく。

　・ 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見につなげる。

* 休み時間や放課後等の雑談の機会等を通して児童のようすに目を配り、「児童がいるところには、できる限り教員がいる」ことを心がける。
* 生活アンケート調査等の実施
* 学校独自で実施するアンケート調査（３種類）のほか、市で実施しているアンケート等も有効に活用し、「いじめ」の実態がないかを把握する資料とする。
* いじめではないかと疑われるような結果が出た場合には、速やかにチームとしてその実態把握に努め、指導につなげる。
* 教育相談の実施
* 教育相談を通して、教職員と児童・保護者との信頼関係を形成する。
* 日常生活の中で教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
* いじめに関する相談の窓口があることを普段より子どもたちに周知するとともに、相談しやすい環境づくりに努める。
* 定期的に教育相談期間を設け、全校児童を対象にした教育相談を実施する。
* 相談を行う場合は親身になって話を聞き、いじめられている児童の悩みを受け止め支え、まずは教員への信頼感と安心感を与える。
* 連絡帳、日記、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して実態を把握
* 気になる内容があった場合には、速やかに教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

（３）いじめに対する措置

* 正確な実態把握に努め、チームとしての指導体制と方針を決定する。

・ いじめと見られる行為を認めたときは、必ずチームとして対応し、速やかに被害児童、加害児童、関係児童等から話を聞けるような体制を整える。

* 被害児童・情報を提供した児童への支援を行い、確実に安全を確保する。
* 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
* いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞き、安心感を持たせる。また、本人の活躍を認めはげますことにより、自己存在感を持たせる。
* 学校全体で情報共有を図り必要な組織体制（チーム支援）をとり、指導にあたる。
* 各分掌の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。
* 加害児童に対して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめにつながる行為をやめさせる。
* いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
* 本人に対して、具体的な場面で良い行動を積極的に見つけてほめる。
* 学級の児童に対して見て見ぬ振りをしていることは、いじめの助長になること　に気付かせる。
* いじめを発見したら、教師や友達に知らせてすぐにやめさせることを徹底する。また、友達のいいなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。
* ネットいじめが発見された場合には、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
* 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事案の解決に努める。
* 教育委員会に詳細を報告し、必要に応じて、関係機関とも連携し対応する。
* いじめに対する研修等を行い、教職員の指導力・資質向上に努める。
* 教師自ら自分の言動と態度についての自己評価に努める。
* いじめに関する実践的な校内研修会や事故防止会議・校内支援委員会・学年会議などの機会を通して、児童理解について研鑽を深め、教師の言動や態度について相互評価に努める。

（４）相談体制やカウンセリング体制の充実

* 児童指導支援部、教育相談コーディネーター（ＣＯ）、児童指導担当、スクールカウンセラー（ＳＣ）等、関係分掌・担当者を中心に、全教職員で情報を共有し理解を図り、組織として対応する。

３　重大事態への対処

　　　いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合やその疑いがあると認めるときや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、市教育委員会を通じて市長に報告する。市教育委員会が調査の実施主体を判断した上で、迅速に調査に着手し、その結果を報告する。

　　　重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化して取り返しのつかない結果を招くケースが多いことを鑑み、「疑い」が生じた時点で速やかに対応することとする。

　　＜重大事態とは＞

* いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合やその疑いがある場合等
* 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
* 身体に重大な傷害を負った場合
* 金品等に重大な被害を被った場合
* 精神性の疾患を発症した場合
* いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、重大事態として対処する）

　　＜学校いじめ対策組織について＞

　　　　学校が主体となって調査を行う場合、以下の構成員を母体として行う。

　　　　　構成員　校長、教頭、児童指導支援部代表、教育相談コーディネーター、

　　　　　　　　　児童指導担当者、当該学級担任、当該学年担当、

　　　　　　　　　（巡回スクールカウンセラー、巡回指導員等）

* + 構成員については、事案内容により必要に応じて市教育委員会と検討し、校長が任命する。
	+ 構成員として、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

　　＜情報提供及び調査結果の報告＞

* 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、経過報告を含め、適時・適切に情報提供・説明をする。
* 市教育委員会を通じて、市長へ調査結果を報告する。
* 調査結果を報告する際、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合は、調査結果に係るいじめを受けた児童やその保護者の所見をまとめた文書を添えて、報告する。
* いじめの実態について、必要に応じて保護者・地域へも周知する。ただし、関係した児童の人権等に十分に配慮し、可能な範囲の内容での周知とする。